

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	1
○公共測量の実施の通知 (4件) (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (7件) (")	1
○国土調査の成果の認証 (")	2
○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (会計管理課)	2
高知県人事委員会規則	
◎警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則	2

告 示

高知県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
野田歯科診療所	須崎市新町二丁目3-19	令5・12・26
四万十町立興津診療所	高岡郡四万十町興津1567番地4	令2・5・31

高知県告示第75号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてそ

の例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和6年1月15日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町常通寺島335番地3	ケアハウス菜の花 香南市野市町東野1632番地3 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

高知県告示第76号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年1月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和6年1月29日から同年3月17日まで
- 作業地域
高岡郡越知町片岡

高知県告示第77号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年1月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年11月30日から令和6年7月31日まで
- 作業地域
長岡郡本山町

高知県告示第78号

高知県土木部公園下水道課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年1月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 作業期間
令和6年1月30日から同年3月25日まで
- 作業地域
野市総合公園、鏡野公園、高知空港緑の広場

高知県告示第79号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年1月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和6年2月1日から同年3月17日まで
- 作業地域
須崎市上分乙

高知県告示第80号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和5年3月高知県告示第133号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第81号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和5年4月高知県告示第211号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年9月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第82号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和5年4月高知県告示第212号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年9月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第83号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和5年4月高知県告示第227号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第84号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和5年5月高知県告示第306号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第85号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和5年6月高知県告示第330号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第86号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和5年10月高知県告示第673号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第87号

室戸市羽根町の一部地区、南国市岡豊町笠ノ川及び前浜の各一部地区、香南市香我美町徳王子、上分、下分及び撫川の各一部地区並びに安芸郡東洋町甲浦及び河内の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 南国市
 - (2) 香南市

- (3) 東洋町
- (4) 芸東森林組合
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 南国市岡豊町笠ノ川及び前浜の各一部
令和3年度及び令和4年度
 - (2) 香南市香我美町徳王子、上分、下分及び撫川の各一部
令和2年度から令和4年度まで
 - (3) 安芸郡東洋町甲浦及び河内の各一部
平成24年度から令和元年度まで
 - (4) 室戸市羽根町の一部
令和3年度及び令和4年度
- 3 成果の名称
 - (1) 南国市地籍図及び地籍簿
 - (2) 香南市地籍図及び地籍簿
 - (3) 東洋町地籍図及び地籍簿
 - (4) 室戸市地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
令和6年2月26日

高知県告示第88号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。
令和6年2月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の住所及び氏名
安芸市井ノ口乙596番地5
小原 優子
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
安芸市土居82番地1
安芸市役所内
- 3 指定年月日
令和6年2月6日

人事委員会規則

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年2月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第1号

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則

警察官の任用に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
第9条第6号中「退職する」を「、地方公務員法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされ、又は退職する」に、「職務成績」を「勤務成績」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。